

## 住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、  
令和5年1月1日から令和5年12月31日までの住民基本台帳の閲覧状況を次のとおり公表します。

申出者	閲覧事由の概要	閲覧日	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊札幌地方協力本部長	陸上自衛隊高等工科学校の生徒に関する募集事務	4月19日	平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれの男性
昇寿チャート(株)	新たな北海道総合計画の策定に係る道民意向調査(委託者:北海道知事)	8月10日	平成16年8月10日以前生まれ、北星町在住の町民

担当部署：町民生活課町民生活G住民係